

加茂市監査委員公表 第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和2年11月30日

加茂市監査委員 山口 昇
加茂市監査委員 浅野 一 明



監 第 60 号
令和2年11月30日

加 茂 市 長 藤 田 明 美 様
加茂市議会議長 滝 沢 茂 秋 様
加茂市教育長 山 川 雅 己 様

加茂市監査委員 山 口 昇
加茂市監査委員 浅 野 一 明

令和2年度定期監査の監査結果報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出します。

1 監査の対象

令和2年度の令和2年4月1日から令和2年9月30日までの市民課、福祉事務所、市民福祉交流センター「加茂美人の湯」、商工観光課及び文化会館の所管する財務に関する事務その他事務

2 監査の着眼点

対象課所管の財務に関する事務その他事務が法令等に適合し、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

3 監査の実施内容

財務に関する事務その他事務が適正に行われているかについて、対象課に調査票等による事前調査を行い、関係書類を審査するとともに、事務の内容等について関係職員から事情聴取をして行った。

なお、監査に当たっては、加茂市監査基準に準拠して実施した。

4 監査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所 監査委員事務局及び402会議室
- (2) 監査の日程 令和2年10月14日～令和2年11月30日

5 監査の結果

監査対象事務は、おおむね適正に執行されていると認めた。
なお、留意すべき事項は次のとおりである。

市民課 戸籍の電算化により証明書発行については、業務量は軽減したが、マイナンバーカードの申請が増加し、窓口業務が増加しているとのことである。窓口職員の休憩時間の分散化等、工夫・対策を講じつつ、事業の執行がなされることを望むものである。

福祉事務所 保育所運営費負担金（以下、保育料という。）の滞納が多額に上っている。保育料は公法上の債権に分類され、時効は5年である。適切に管理し、不納欠損とすべきものは不納欠損とされたい。ただし、事務処理の怠慢により安易に時効を迎えることがないように注意すべきである。これは、利用者全てが所得等に応じて負担するものであり、税と同様である。その他にも未収金があるが、適切に対処されたい。

加茂市では公共施設再配置計画の策定を進め、園児の減少、施設の老朽化により高柳保育園を令和3年度から休園することになった。加茂市の人口は少子高齢化が進み、減少傾向にある。現在、公立及び民間の保育園・幼稚園において待機児童はなく、希望する施設に入所が可能な状態であり、子育て世帯にとっては良好な環境にある。しかし、保育事業所側からみると、民間保育園・幼稚園では園児数が激減し、運営に苦慮しているところもある。このことから、公立保育園については、施設の老朽化だけでなく、将来の幼児数の推計値と民間の保育園・幼稚園の受け入れ可能幼児数を考慮した上で、本来求められる適切な公立保育園の規模を公共施設再配置計画に盛り込む必要があると思われる。

加茂美人の湯 多額の運営経費が問題とされてきた当施設は、これを効果的に運営するため、運営事業者を公開型プロポーザルで募集するに至った。運営事業者の募集において提示された年間の運営管理料5千万円は、市民から徴収された貴重な財源であるから、収入に比して経費の負担が多額となっていた原因を検証し、今後も高額な運営管理料を払ってまでも施設の運営を継続することについて、市民に説明をする必要がある。財政の健全化を進めている中での判断であるから、その行為の意義を明確にし、今後、運営事業者による事業が行われる中でも、業績等を検証し、貴重な財源が無駄になることがないように責任を持って臨んでいただきたい。

商工観光課 産業センター維持管理負担金において、過年度分の収入未済額が依然としてある。公共施設を利用し、今現在も引き続き施設を利用しているのだから、可能な分納計画（未払費用の返済計画）を作ることにより、目標設定（長期間の未払費用がない健全な経営）を明らかにし、滞納が解消するよう努められたい。また、使用賃貸借契約において、使用料の納入及び滞納した場合について定めた条項を確認し、契約内容を遵守し、適切な対応をとられたい。

文化会館 新型感染症禍にあつては、事業の中止、規模縮小となっている。その中に

あっても、人数制限等の制約のある中ではあるが、今後も市民の発表の場、芸術文化を享受できる場の提供に努力していただきたい。